

独立行政法人日本学術振興会の
平成 3 0 年度における業務の実績に関する評価（案）

令和元年〇月

文部科学大臣

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本学術振興会	
評価対象事業年度	年度評価	平成 30 年度 (第 4 期)
	中期目標期間	平成 30 年～令和 4 年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
法人所管部局	研究振興局	担当課、責任者	振興企画課、原克彦
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、塩崎正晴

3. 評価の実施に関する事項
<p>令和元年 7 月 10 日 独立行政法人日本学術振興会の評価等に関する有識者会合第 1 回を開催し、評価項目等の確認を得るとともに、自己評価結果について、日本学術振興会の役員（理事長、理事、監事）及び職員（担当事業部長）からヒアリングを実施し、有識者会合委員から意見を聴取した。</p> <p>令和元年 7 月 12 日～19 日 本評価書（案）について、有識者会合委員から書面にて意見を聴取した。</p> <p>令和元年 7 月 26 日 有識者会合第 2 回を開催し、有識者会合委員から寄せられた意見を反映した本評価書（案）について、同委員の確認を得た。</p>

4. その他評価に関する重要事項
<p>特になし</p>

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、D)	A	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		30年度	1年度	2年度	3年度	4年度
		A				
評価に至った理由	法人全体に対する評価に示すとおり、全体として中期計画に定められた以上の業務の進捗が認められるため。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>○日本学術振興会は、長い歴史の中で構築した数多くの研究機関及び研究者とのネットワークを活用しつつ、効果的かつ効率的な業務運営を行っており、研究者の知的探求心や自由な発想を源泉とする「学術研究」の振興を目的とし、学術研究における多様な特性・ニーズに応じた支援を行う我が国唯一のファンディングエージェンシーとしての役割を十分に果たしている。</p> <p>○科学研究費助成事業（科研費）においては応募研究課題数が年々増加している中、計画通りのスケジュールで交付内定通知を出しており、極めて迅速かつ円滑・適切に審査業務が実施されたと認められる。また、審査員1人当たりの審査件数の上限を低減するなどの審査員の負担を軽減する取組や、研究者が海外渡航により研究を断念することがないように、海外渡航時における科研費の中断・再開を認めるなどの研究者の立場に立った改善策を積極的に講じられていることも高く評価できる。</p> <p>○特別研究員事業において、限られたスケジュールの中で業務を着実に実施しつつ、PD申請時における研究機関移動要件の簡素化、採用見込証明書発行時期の早期化等を実現し、優秀な若手研究者の確保に資する改善を実施したことは評価できる。</p> <p>○国際共同研究事業において、日本学術振興会として初となるリードエージェンシー方式による審査を試行的に導入し、特に、英国との国際研究共同プログラムでは、当初の想定を大幅に超えた申請があったが、英国側に柔軟に協力して無事に審査を終えるよう努力し、期日までに審査を完了したことは高く評価できる。</p> <p>○大学教育改革の支援では、国の定めた制度・方針を踏まえ、迅速に事務体制を整えながら、事業ごとに専門家による委員会等を設置し、各事業における審査・評価業務をすべて滞りなく実施したことは評価できる。また、卓越大学院プログラムについては、審査・評価の着実な実施に留まらず、委員へのアンケート等により課題を抽出するなど、今後の高等教育政策も見据えた事業の改善に積極的に貢献したことも高く評価できる。</p> <p>○特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、全体として順調な業務運営が行われていることが認められる。</p>
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	法人全体の信用を失墜させる事象や外部要因など、法人全体の評価に特に大きな影響を与える特段の事業はなし。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	<p>○平成30年度科研費（平成29年9月公募）から適用した新たな審査システムについて、すでに検証作業に着手し更なる改善に努めるなど、科研費改革の着実な実施に向けた取組が認められる。引き続き、審査に係る負担軽減を図るとともに、質的発展を目指して不断の見直しを継続することを期待する。</p> <p>○引き続き、学術システム研究センターや外部有識者による会議、日本学術振興会のHPの問合せフォームに寄せられる提案等を活用して、より一層研究者の知見を取り入れるとともに、学術情報分析センターによるエビデンスに基づく分析も活用し、各事業についての検証を行い改善に努めることを期待する。</p>
その他改善事項	特になし

主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし
---------------------	------

4. その他事項	
監事等からの意見	独立行政法人日本学術振興会の評価等に関する有識者会合において、役員（理事長、理事、監事）へのヒアリングを実施したほか、「財務諸表及び決算報告書に関する意見書」（監事作成）の提出により、監事による重要会議への出席や各書類の閲覧を通して、日本学術振興会の財政状態、運営状況が適正なものと認められた。
その他特記事項	特になし

※ 評定区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
1. 総合的事項	B					I-1	
(1) 研究者等の意見を取り入れた業務運営	(b)						
(2) 第一線級の研究者の配置による審査・評価機能の強化	(a)						
(3) 学術研究の多様性の確保等	(b)						
2. 世界レベルの多様な知の創造	<u>A</u> ○					I-2	
(1) 科学研究費助成事業の充実・強化に資する取組の推進	(<u>s</u> ○)						
(2) 研究の国際化と国際的な共同研究等の推進	(<u>a</u> ○)						
(3) 学術の応用に関する研究等の実施	(<u>b</u> ○)						
3. 知の開拓に挑戦する次世代の研究者の養成	B○					I-3	
(1) 自立して研究に専念できる環境の確保	(a○)						
(2) 国際舞台で活躍する研究者の養成	(b○)						
(3) 研究者の顕彰・研さん機会の提供	(b○)						
(4) 研究者のキャリアパスの提示	(b○)						
4. 大学等の強みを生かした教育研究機能の強化	A					I-4	
(1) 世界最高水準の研究拠点の形成促進	(b)						
(2) 大学教育改革の支援	(a)						
(3) 大学のグローバル化の支援	(a)						
5. 強固な国際研究基盤の構築	<u>B</u>					I-5	
(1) 事業の国際化と戦略的展開	(<u>a</u>)						
(2) 諸外国の学術振興機関との協働	(b)						
(3) 在外研究者コミュニティの形成と協働	(b)						
(4) 海外研究連絡センター等の展開	(b)						

中長期目標（中長期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	30 年度	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
6. 総合的な学術情報分析基盤の構築	B					I-6	
(1) 情報の一元的な集積・管理	(b)						
(2) 総合的な学術情報分析の推進	(b)						
(3) 学術動向に関する調査研究の推進	(b)						
7. 横断的事項	B					I-7	
(1) 電子申請等の推進	(b)						
(2) 情報発信の充実	(b)						
(3) 学術の社会的連携・協力の推進	(b)						
(4) 研究公正の推進	(b)						
(5) 業務の点検・評価の推進	(b)						
II. 業務運営の効率化に関する事項	B					II	
1. 組織の編成及び業務運営	—						
2. 一般管理費等の効率化	—						
3. 調達等の合理化	—						
4. 業務システムの合理化・効率化	—						
III. 財務内容の改善に関する事項	B					III	
IV. その他業務運営に関する重要事項	B					IV	
1. 内部統制の充実・強化	—						
2. 情報セキュリティへの対応	—						
3. 施設・設備	—						
4. 人事	—						

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書 No.」欄には、平成 30 年度の項目別評価調書の項目別調書 No. を記載。

※5 評価区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の 120%以上とする。）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

なお、「Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項」、「Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項」及び「Ⅳ. その他の事項」のうち、内部統制に関する評価等、定性的な指標に基づき評価せざるを得ない場合や、一定の条件を満たすことを目標としている場合など、業務実績を定量的に測定しがたい場合には、以下の評定とする。

S：－

A：難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。

B：目標の水準を満たしている（「A」に該当する事項を除く。）。

C：目標の水準を満たしていない（「D」に該当する事項を除く。）。

D：目標の水準を満たしておらず、主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合を含む、抜本的な業務の見直しが必要。